

# 当別町地域防災計画

< 一般災害対策編 >

令和6年2月改訂

当別町防災会議

# 目 次

## 第1章 総則

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の構成	1 ～ 2
第4節	計画の効果的促進	2
第5節	用語の定義	2
第6節	計画の修正要領	2 ～ 3
第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3 ～ 6
第8節	町民及び事業者等の責務	6 ～ 7
第9節	防災計画の周知	8

## 第2章 当別町の地勢と災害の概要

第1節	当別町の自然条件	9
第2節	当別町の都市的条件	9 ～ 10
第3節	災害の想定	10

## 第3章 防災体制

第1節	当別町防災会議	11
第2節	当別町災害警戒本部	12
第3節	当別町災害対策本部	13 ～ 14
第4節	気象業務に関する計画	15 ～ 21

## 第4章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及	22 ～ 23
第2節	防災訓練計画	24
第3節	相互応援体制整備計画	25 ～ 26
第4節	自主防災組織の育成等に関する計画	27 ～ 28
第5節	重要警戒区域及び整備計画	29
第6節	水害予防計画	30
第7節	風害予防計画	31
第8節	雪害予防計画	32 ～ 33
第9節	融雪災害予防計画	34
第10節	土砂災害予防計画	35 ～ 37
第11節	建築物災害予防計画	38
第12節	消防計画	39
第13節	物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画	40
第14節	避難体制整備計画	41 ～ 43
第15節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	44 ～ 47
第16節	積雪・寒冷対策計画	48 ～ 49
第17節	業務継続計画の策定	50

## 第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	51 ～ 52
第2節	災害通信計画	53 ～ 55
第3節	災害広報計画	56 ～ 57
第4節	応急措置計画	58 ～ 59
第5節	動員計画	60 ～ 61
第6節	避難対策計画	62 ～ 67
第7節	救助救出計画	68

第 8 節	災害警備計画	69	～	70
第 9 節	交通応急対策計画	71	～	74
第 10 節	輸送計画	75	～	76
第 11 節	食料供給計画	77	～	78
第 12 節	給水計画	79	～	80
第 13 節	上下水道施設対策計画	81		
第 14 節	衣料、生活必需品等物資供給計画	82	～	83
第 15 節	石油類燃料供給計画	84		
第 16 節	電力施設災害応急計画	85		
第 17 節	医療救護計画	86	～	88
第 18 節	防疫計画	89	～	91
第 19 節	廃棄物処理計画	92		
第 20 節	家庭動物対策計画	93		
第 21 節	文教対策計画	94	～	95
第 22 節	住宅対策計画	96	～	98
第 23 節	被災宅地安全対策計画	99		
第 24 節	行方不明者の捜索及び遺体の処理並びに埋葬計画	100	～	101
第 25 節	障害物除去計画	102		
第 26 節	応急土木対策計画	103		
第 27 節	応急飼料計画	104		
第 28 節	労務供給計画	105	～	106
第 29 節	消防防災ヘリコプター活用計画	107	～	108
第 30 節	自衛隊派遣要請計画	109	～	111
第 31 節	広域応援・受援計画	112		
第 32 節	職員応援派遣計画	113		
第 33 節	災害ボランティアとの連携計画	114	～	115
第 34 節	災害義援金募集（配分）計画	116		
第 35 節	災害応急金融計画	117		
第 36 節	災害救助法の適用と実施	118	～	119

## 第 6 章 事故災害対策計画

第 1 節	鉄道災害対策計画	120	～	122
第 2 節	道路災害対策計画	123	～	126
第 3 節	危険物等災害対策計画	127	～	131
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	132	～	134
第 5 節	林野火災対策計画	135	～	138
第 6 節	大規模停電災害対策計画	139	～	142

## 第 7 章 災害復旧・被災者援護計画

第 1 節	災害復旧計画	143		
第 2 節	被災者援護計画	144	～	145

改訂履歴				146
------	--	--	--	-----

# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の目的

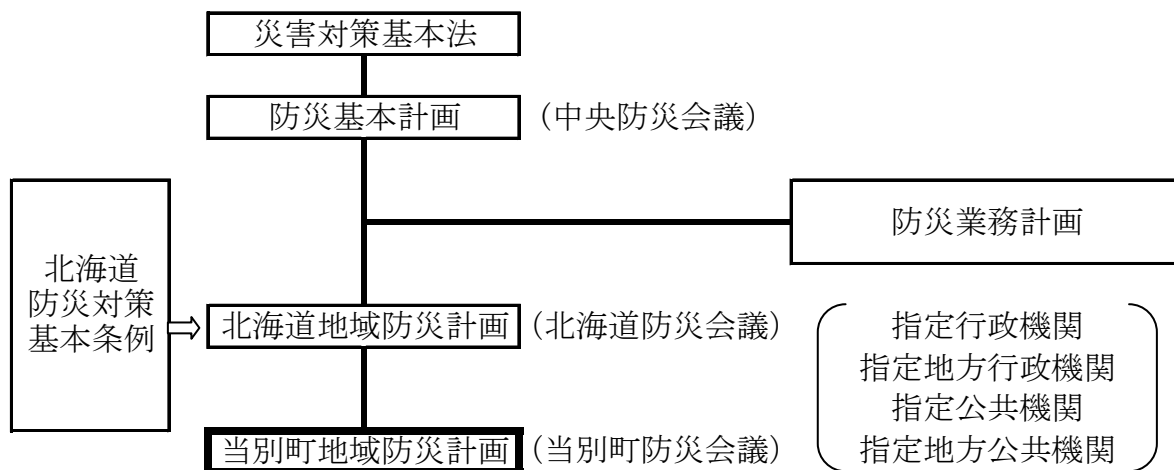
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、当別町防災会議が作成する計画であり、当別町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町防災に万全を期することを目的とする。

- 1 当別町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

## 第2節 計画の位置づけ

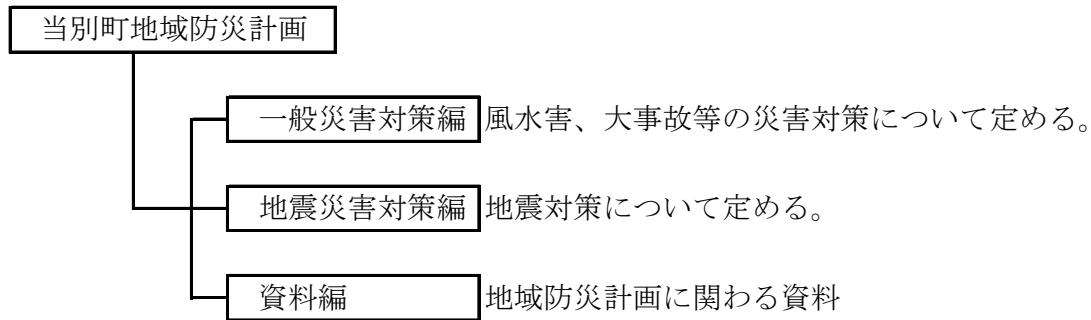
この計画は、「災害対策基本法」の他、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）と関連性・整合性を有する。

地域防災計画の位置付け



## 第3節 計画の構成

当別町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編及び資料編によって構成する。なお、これらの計画は、水防法に基づく当別町水防計画とも調整を図るものとする。



## 第4節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念により、自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

## 第5節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 基本法    | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）                    |
| 2 | 救助法    | 災害救助法（昭和22年法律第118号）                      |
| 3 | 水防法    | 水防法（昭和24年法律第193号）                        |
| 4 | 防災計画   | 当別町地域防災計画                                |
| 5 | 町防災会議  | 当別町防災会議                                  |
| 6 | 本部（長）  | 当別町災害対策本部（長）                             |
| 7 | 防災関係機関 | 当別町防災会議条例（昭和37年当別町条例第15号）第3条に定める委員の属する機関 |
| 8 | 災害     | 災害対策基本法第2条第1項に定める災害                      |

## 第6節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の変更（改定）が行われたとき
- 5 その他当別町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な修正等）については、町防災会議に諮ることなくその結果を北海道知事及び関係機関に報告するものとする。

## 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

### 1 当別町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
当 別 町	(1) 町防災会議の事務に関する事。 (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事。 (3) 町の所掌に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 (4) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防、応急対策の総合調整に関する事。 (5) 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集報告を行う事。 (6) 防災思想の普及、防災訓練の実施に関する事。
当 別 町 教 育 委 員 会	(1) 災害時における被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関する事。 (2) 避難等における文教施設の使用に関する事。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策、被害調査及び報告に関する事。

### 2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
石狩北部地区消防事務組合 当別消防署・当別消防団	(1) 災害予防対策及び事前措置に関する事。 (2) 災害における被害の拡大防止及び災害の鎮圧等の直接的活動に関する事。 (3) 災害時における町民等の避難誘導及び人命救助活動に関する事。

### 3 指定地方行政機関

基本法第2条第3号に規定する指定する指定行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で、基本法第2条第4号の規定により内閣総理大臣が規定するもの。

なお、当別町に係る指定行政機関は、次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北 海 道 開 発 局 札 幌 開 発 建 設 部 ( 札 幌 道 路 事 務 所 ) ( 札 幌 河 川 事 務 所 ) ( 札 幌 北 農 業 事 務 所 篠 津 地 域 農 業 施 設 管 理 支 所 )	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関する事。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事。 (4) 水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）に関する事。 (5) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 (6) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関する事。 (7) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関する事。 (8) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事。 (9) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事。 (10) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事。 (11) 補助事業に係る指導、監督に関する事。

北海道森林管理局 石狩森林管理署	(1) 所管国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における当別町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道農政事務所 札幌地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

#### 4 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊北部方面隊 第10即応機動連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達及び収集に関すること。
航空自衛隊当別分屯基地	(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

#### 5 北海道

機関名	事務又は業務
石狩振興局地域創生部 地域政策課	(1) 石狩振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他の災害予防措置を講ずること。 (3) 災害応急対策及び復旧対策を実施すること。 (4) 当別町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施に関し、総合調整を図ること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
石狩振興局保健環境部 保健行政室 (江別保健所)	(1) 医療班の編成、調整指導に関すること。 (2) 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 (3) 医薬品の保有状況、応急処置の連絡調整に関すること。 (4) 防疫活動、防疫調査指導及び健康指導に関すること。 (5) 避難所における衛生管理の指導に関すること。 (6) 医療、防疫薬剤の供給斡旋に関すること。
石狩振興局森林室	(1) 所管道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 所管道有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 (3) 林野火災の予防対策を立て、その未然防止を図ること。
石狩教育局	(1) 被災児童生徒の救護及び応急教育の実施に関すること。 (2) 避難等における文教施設の使用に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全対策、被害調査及び報告に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部 (当別出張所)	(1) 災害時の関係公共土木施設被害調査及び災害応急対策を行うこと。 (2) 所管公共土木施設の改修、維持補修及び災害復旧を行うこと。 (3) 所管する道路の交通不能箇所の調整及び交通の確保を行うこと。 (4) 所管する雨量、水位観測情報の収集と通報連絡を行うこと。 (5) 水防技術の指導を行うこと。
石狩家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。

## 6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
札幌方面北警察署	(1) 町民等の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関する事 (2) 災害情報の収集に関する事 (3) 災害警備本部の設置運用に関する事 (4) 被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関する事 (5) 犯罪の予防、取締り等に関する事 (6) 危険物に対する保安対策に関する事 (7) 広報活動に関する事 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に協力する事

## 7 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定するもの。

なお、当別町に関係する指定公共機関は、次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便(株) 北海道支社 (当別郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いを行うこと (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと (4) 当別町と締結した協定に基づく支援活動に関する事
北海道旅客鉄道(株) (当別駅)	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと
東日本電信電話(株) 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
(株)NTTドコモ 北海道支社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI(株)	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク(株)	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本赤十字社 北海道支部 (当別地区)	(1) 救援物資の供給に関する事 (2) 赤十字奉仕団の避難所に対する奉仕に関する事 (3) 義援金の募集、救援物資の輸送・配分等の協力に関する事
北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)札幌 北ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること

## 8 指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人で、基本法第2条第6項の規定により当該都道府県知事が指定するもの。

なお、当別町に関係する指定地方公共機関は、次のとおりである。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人江別医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人札幌薬剤師会北支部	(1) 災害時における調剤、医療品の供給を行うこと。
土地改良区(当別・篠津中央)	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと
一般社団法人北海道LPガス協会	(1) 災害時におけるガスの円滑供給に関する事。



## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北石狩農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。
当別町森林組合	(2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	(3) 共済金支払の手続きを行うこと。
当別町商工会	(4) 町が実施する農林業被害調査及び応急対策の支援を行うこと。
	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
	(2) 被災事業主に対する融資及びその斡旋を行うこと。
当別建設協会	(1) 災害時における応急工事、復旧工事の支援活動を行うこと。
石狩西部広域水道企業団	(1) 災害時における水源地の管理及び水質の確保に関すること。
	(2) 災害時における応急給水に関すること。
社会福祉法人当別町社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアセンターの運営に関すること。
	(2) 災害時におけるボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。
当別町行政推進員連絡協議会	(1) 自主防災組織の結成及び運営の推進に関すること。
	(2) 災害時における被災状況の把握、情報伝達及び防災関係機関の活動への協力に関すること。
	(3) 避難場所での活動に関すること。
一般運送業者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害における危険物の保全、火災事故等の防止及び災害応急措置の実施に関すること。
	(2) 予防思想、安全管理の徹底に関すること。
医療機関	(1) 災害における医療防疫対策の協力に関すること。
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援に関すること。

## 10 札幌圏防災関係機関連絡会

当連絡会は、札幌圏の自治体と防災関係機関が、災害応急対策を実施する際の相互の迅速かつ的確な連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害の発生に備え、平素から連携体制の強化に関する事項を協議し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置している。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
<b>札幌圏</b> 札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町 <b>関係機関</b> 陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察本部	(1) 札幌圏における大規模災害の発生に備えた防災関係機関相互の連絡調整に関すること。 (2) 災害発生時における支援活動に関すること。 (3) 協議事項 ・消火、救助及び救急等の活動の連携に関する事項 ・災害時における情報の収集伝達に関する事項 ・緊急物資の調達に関する事項 ・緊急車両等の通行路確保に関する事項 ・ヘリコプターの効率的運用に関する事項 ・その他災害対策に関する事項

## 第8節 町民及び事業者等の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業者等は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

## 1 町民等の責務

当別町における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識及び応急救護技術等の習得
- カ 町内会における要配慮者等への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

### (2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者等の救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や、町民等が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

## 2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

### (1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 予想被害からの復旧計画策定
- エ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- オ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- カ 取引先とのサプライチェーンの確保

### (2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続、早期再開及び復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

## 第9節 防災計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち、必要な事項については、基本法第42条第5項に定める公表のほか、町民等に周知するものとする。